

任意継続被保険者の方の保険料額

令和8年4月分（4月納付分）～（単位：円）

退職時の標準報酬月額	40歳未満又は65歳以上	40歳以上65歳未満	
等級	月額	(介護保険料なし)	(介護保険料あり)
1	58,000	5,816	6,860
2	68,000	6,819	8,043
3	78,000	7,822	9,226
4	88,000	8,825	10,409
5	98,000	9,828	11,592
6	104,000	10,430	12,302
7	110,000	11,032	13,012
8	118,000	11,834	13,958
9	126,000	12,636	14,904
10	134,000	13,439	15,851
11	142,000	14,241	16,797
12	150,000	15,045	17,745
13	160,000	16,047	18,927
14	170,000	17,050	20,110
15	180,000	18,053	21,293
16	190,000	19,056	22,476
17	200,000	20,060	23,660
18	220,000	22,065	26,025
19	240,000	24,071	28,391
20	260,000	26,077	30,757
21	280,000	28,083	33,123
22	300,000	30,090	35,490
23	320,000	32,095	37,855
24	340,000	34,101	40,221
25	360,000	36,107	42,587
26	380,000	38,113	44,953

【保険料の納付方法】

任意継続被保険者の方の保険料は納付書により毎月納付する方法のほか、納付期限前に割り引いた保険料をまとめて納めることもできます（前納）。

○前納により納付する場合（お得）

申請時又は3月と9月に一定期間分を前納（まとめ払い）することができ、保険料が割引になります。

【一定期間分】

6ヵ月分：4月～9月分または

10月～翌年3月分

12ヵ月分：4月～翌年3月分

※毎年健保より2月と8月に登録のご住所あてに前納申出書を発送します。

ご希望の方は必要事項をご記入の上、返送してください。

←※標準報酬月額の上限は380,000円です。

○退職時の標準報酬月額が不明な方は事業所にお問い合わせください。

○任意継続被保険者の保険料は事業主が今まで負担していた分と被保険者負担分の合計になります。

○任意継続被保険者の方の保険料率は、一般保険料率（9.8%）{基本保険料率（5.627%）と特定保険料率（4.051%）と調整保険料率（0.122%）を合計した率}と子ども・子育て支援金率（0.23%）の合計です。

○介護保険第2号被保険者に該当する方は40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率（9.8%）に子ども・子育て支援金率（0.23%）と介護保険料率（1.8%）が加わります。

・基本保険料は保険給付費や保険事業費等にあてられ、特定保険料は後期高齢者支援金等の拠出金にあてられます。また、調整保険料は健康保険組合が共同で財政窮迫組合の助成事業（財政調整）や高額医療費の交付金の財源にあてられるもので、厚生労働大臣が定める基本調整保険料率（1000分の1.3）に各組合の財政実情に応じた増減率（修正率）を乗じて、原則毎年改定されます。